

▲▽国民年金のお知らせ▲▽

●現金納付・クレジットカード納付による「2年前納」が始まります！

2年分の保険料をまとめて前払い（前納）することで割引が適用される「2年前納」の利用は、今まで口座振替のみに限られていましたが、平成29年4月より、現金納付・クレジットカード納付でもご利用いただけるようになります。

口座振替およびクレジットカード納付による前納については、事前に申込みが必要であり、前納期間によって申込み期限がありますので、詳しくは最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

なお、現金納付による前納については、4月上旬に日本年金機構から届く納付書を利用のうえ、期日までに近隣の金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めてください。

口座振替・クレジットカード納付の申込用紙は役場にあるほか、日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードすることもできます。

また、前納制度は2年前納のほか、1年前納・6か月前納がありますので、あわせてご活用ください。（納付方法により割引額は異なります）

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎ 21-2120

保育士・教員免許、調理師免許をお持ちの方は町に登録をお願いします

町では、町立保育所や放課後児童クラブで勤務していただく保育士・指導員を随時募集しています。

また、町立保育所で給食調理をしていただける方も随時募集しています。

保育士・教員免許（幼・小・中・高）や調理師免許をお持ちの方で、働くことを希望される方は、登録をお願いします。

登録された場合、ご希望の勤務場所や時間帯（短時間可）などは、相談後勤務していただきますので、詳細については下記までお問合せください。

◆問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎ 21-2120

●○国民健康保険のお知らせ○●

■交通事故などでけがをした場合の手続きについて■

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

ただし、国民健康保険では『第三者行為による被害届』を提出いただくことで、一旦病院の窓口で保険証をご使用いただけます。その際、国民健康保険が立て替えた医療費（自己負担分は除きます）は保険者（余市町国民健康保険）が被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険は使えなくなります。

また、示談の内容に応じて医療費の返還が生じることがあります。

①まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

②『第三者行為による被害届』を提出しましょう

被害を受けて保険証を使用する場合には、被害届の提出義務があります。保険証、印かん、事故証明書（後日でも可）を持って、役場保健課に届出ください。（書類は保健課窓口にあります）

■一部負担金の減免制度について■

国民健康保険には、世帯主が特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合には、一部負担金（医療費の自己負担額）を一定期間減免または猶予をする制度があります。特別な事由とは、災害などにより資産に大きな損害を受けた場合、事業の廃止や失業をした場合などをいいます。

また、余市町国民健康保険の資格取得から6ヶ月以上経過していること、生活保護を受ける予定がないこと、国民健康保険税に滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。詳しくはご相談ください。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎ 21-2121